

## ○調布市教育委員会いじめ防止に関する規則

平成29年1月27日教育委員会規則第1号

### 調布市教育委員会いじめ防止に関する規則

#### (目的)

**第1条** この規則は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び調布市子ども条例（平成17年調布市条例第2号。以下「子ども条例」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定め、調布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに学校及び学校の教職員の責務を明らかにするとともに、教育委員会のいじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を組織的に行なうことをいう。
- (3) 学校 調布市立学校設置条例（昭和39年調布市条例第20号）別表に定める小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

#### (基本理念)

**第3条** いじめの防止等のための対策は、子ども条例の基本理念及び調布市いじめや虐待のないまち宣言（平成19年5月5日調布市宣言）を踏まえ、全ての児童等が安全かつ安心して学校における生活その他の日常生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等が、いじめが人権侵害であり絶対に許されるものではないことと正しく認識し、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行なうため、常に児童等の状況を把握し、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者及び関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (教育委員会の責務)

**第4条** 教育委員会は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、全ての児童等に関わる問題として、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

**第5条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に関する基本的な考え方を

当該学校に在籍する児童等の保護者及び地域住民に明らかにし、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に万全を期すとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針)

**第6条** 教育委員会は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(調布市教育委員会いじめ問題対策協議会)

**第7条** 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事項)

**第8条** 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(協議会の組織)

**第9条** 協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (3) 次に掲げる関係機関の代表者又は当該代表者が推薦する当該関係機関に所属する者
  - ア 調布警察署
  - イ 子ども家庭支援センターすこやか
  - ウ 多摩児童相談所
  - エ 調布保護司会
- (4) 調布市立小学校長会会长
- (5) 調布市立中学校長会会长
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適當と認める者

2 委員は、教育長が委嘱する。

(協議会の委員の任期)

**第10条** 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の会長)

**第11条** 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議及び議事)

**第12条** 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査委員会)

**第13条** 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、第9条第1項に規定する者及び教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱する委員をもって組織する。

(協議会の庶務)

**第14条** 協議会の庶務は、教育部指導室において処理する。

(委任)

**第15条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。